

## 富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

平成27年 3月20日 条例第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、子どものための教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用に関し、支給認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(利用者負担額)

**第 3 条** 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号まで並びに法附則第6条第4項、第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)の規定により市が定める利用者負担額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1又は別表第2の規定を適用する場合におけるこれらの表の利用者負担額の欄に定める金額が政令で定める利用者負担の上限額基準を超えることとなる場合の当該利用者負担額については、政令で定める利用者負担の上限額とする。

(月途中の入・退所（園）等に係る利用者負担額)

**第 4 条** 月の途中において入・退所（園）等があった場合の利用者負担額は、その月の開所（園）等日数を基礎として日割りにより計算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(利用者負担の徴収)

**第 5 条** 市長は、市立保育所（富良野市立保育所設置条例（昭和41年条例第63号）第2条に定める保育所をいう。以下、同じ。）において支給認定子どもに対して保育を行ったときは、当該支給認定子どもに係る利用者から別表第2に定める額を徴収する。

2 市長は、支給認定子どもに対して法附則第6条第1項の規定により市が支払う保育費用に係る保育を特定保育所が行ったときは、当該支給認定子どもに係る利用者から別表第2に定める額を徴収する。

(延長保育料の徴収)

**第 6 条** 市長は、市立保育所において別に定めるところにより実施する延長保育を受けた支給認定子どもに係る利用者から別表第3に定める延長保育料を徴収する。

(一時保育負担金の徴収)

**第 7 条** 市長は、市立保育所において別に定めるところにより実施する一時保育を受けた子どもの保護者又は扶養義務者から別表第2に定める保育標準時間の利用者負担額（月途中の入・退所の場合は、第4条に基づく利用者負担額）を一時保育負担金として徴収する。

(利用者負担額等の減免)

**第 8 条** 市長は、利用者が災害その他の理由により特に必要があると認める時は、第5条から前条までの規定により徴収すべき利用者負担額、延長保育料及び一時保育負担金（次条において「利用者負担額等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(利用者負担額等の納期)

**第 9 条** 市長が徴収する毎月分の利用者負担額等の納期は、その月の25日までとする。ただし、第6条及び第7条に規定する延長保育料及び一時保育負担金については、市長が別に納期を定めることができる。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

**別表第1（第3条関係）**

特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けた場合の利用者負担額

（単位：円）

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層区分	定義		
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,000
第3	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	77,100円以下 ひとり親世帯等	15,100
		77,101円以上 ひとり親世帯等以外の世帯	16,100
第4	77,101円以上 211,200円以下		20,500
第5		211,201円以上	25,700

**備考**

- 1 所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 2 教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層の認定に当たっては、その教育又は保育を受ける子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。
- 3 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
  - ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - ② 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

- ③ 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 4 1及び2による市町村民税所得割額（以下「所得割額」という。）が77,101円以上の世帯で同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は、当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
- 5 所得割額が77,100円以下の世帯で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は、当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
- 6 所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は、当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。
- 7 4、5及び6の適用にあたっては、計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

**別表第2（第3条関係）**

特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けた場合の利用者負担額

（単位：円）

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）				
		3歳未満児の場合		3歳以上児の場合		
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,800	3,800	2,700	2,700
第3	第1階層及び第2階層を除き、48,600円未満 当該年度分の市	ひとり親世帯等	10,500	10,400	7,400	7,300
		ひとり親世帯等以外の世帯	11,400	11,300	8,300	8,200
第4	48,600円以上 58,000円未満	18,900	18,600	16,000	15,800	
第5	58,000円以上 68,000円未満	20,700	20,400	17,900	17,600	
第6	68,000円以上 78,000円未満	22,700	22,400	19,800	19,500	

第7	78,000円以上 88,000円未満	24,600	24,200	21,800	21,500
第8	88,000円以上 97,000円未満	26,400	26,000	23,700	23,300
第9	97,000円以上 133,000円未満	35,100	34,600	30,700	30,200
第10	133,000円以上 169,000円未満	39,100	38,500	36,500	35,900
第11	169,000円以上 301,000円未満	54,900	54,000	39,700	39,100
第12	301,000円以上 397,000円未満	72,000	70,800	39,700	39,100
第13	397,000円以上	93,600	92,100	39,700	39,100

備考

- 1 「3歳以上児」とは年度の初日の前日（以下「基準日」という。）において3歳以上である保育の提供を受ける子どもをいい、「3歳未満児」とは基準日において3歳未満である保育の提供を受ける子どもをいう。
- 2 「保育標準時間」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育の必要量の認定を、「保育短時間」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育の必要量の認定をいう。
- 3 所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 4 教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層の認定に当たっては、その教育又は保育を受ける子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。
- 5 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
  - ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - ② 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - ③ 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 6 3及び4による市町村民税所得割額（以下「所得割額」という。）が57,700円以上の世帯で同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設、特定地域型

保育事業、幼稚園、へき地保育所、特別支援学校幼稚部及び情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。

7 所得割額が57,700円未満の世帯で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は、当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。

8 所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は、当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。

9 6、7及び8の適用にあたっては、計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

### 別表第3（第6条関係）

区分	延長保育料
1時間当たり（※1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。）	100円